

2007年9月10日

国土交通省住宅局  
局長 和泉 洋人 殿  
社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会  
建築士制度小委員会  
委員長 村上 周三 殿

社団法人 日本建築学会  
全国建築系大学教育連絡協議会  
会長 斎藤 公男  
同 運営委員会  
委員長 小野 徹郎

### 建築士試験要件見直しについての要望

拝啓 時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会の標記見直し検討に関しては、私ども全国建築系大学教育連絡協議会（別添資料参照）として、教育に関わる重要な事項が審議されており重大な関心を持ってまいりました。今後、建築士試験要件の具体的な内容が審議されると伺っておりますので、全国建築系大学教育連絡協議会の総意として、下記の3項目について要望致します。何卒、私どもの意見について、十分にご配慮下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

#### 学歴要件（指定科目の設定）

建築系大学における教育は、職能人としての幅広い基礎知識と思考力、創造力、倫理観を涵養することに主眼をおき、また建築職能の多様性に照らしてホリスティックな教育が行われ、その伝統は今後も継承されるべきと考える。したがって、指定科目を設定するにあたっては多様な教育に制約が加わることのないように十分留意されたい。また逆に限られた指定科目だけで良しとする教育が行われないように、修得総単位数を要件とするなど、建築系教育科目全体に対する枠組みの設定も必要である。

建築（Architecture）が、本来芸術と技術の融合の上に成り立っていることは今更言うまでもないことであり、そのことはとりもなおさず建築教育の多様性と総合性を示唆している。これまで日本の建築教育としての学部教育においては、バランスの取れたホリスティックな教育が行われてきた永い歴史があり、今後こうした方向に配慮する必要がある

と考える。

一方、建築の総合性に鑑みれば、建築士に必要な教育はソフトからハードまで当然幅広いものとなり、大学をはじめとする高等教育の場は、それぞれの専門分野でのバランスの中で系統的に建築教育ができる唯一の場と言っても過言ではない。また資格試験そのものでは、そのシステムからして極めて部分的にしか基礎能力を判断することが出来ないことはやむを得ない。従って受験資格要件として、必要な分野の系統的な教育履修を経てきたかどうかを問うことは必要不可欠である。しかし建築技術者として必要な科目をあまり狭く捉えることは、建築の多様性、総合性を失わせることになる。また指定科目の設定によっては、必要最小限の科目設定による建築教育の出現を招き、結果的に建築教育の本質的なレベル低下を引き起こすことになる。また幅広く、詳細に指定科目を設定し過ぎることは、各大学建築教育の多様化を阻害することになる。従って科目指定に当たっては、建築教育の全体に対する修得規定（枠組みの設定）と建築士受験要件としての緩やかでバランスの取れた科目指定が重要である。当然これまでの学科認定における科目との連続性も考慮に入れて設定することも必要である。また将来的には建築の総合性を考え、あらためて建築教育プログラムに対する認定の方向も探るべきだと考える。

#### 実務経験要件

建築を志す者の多くは建築の設計に魅力を感じ、建築士資格取得を目指して建築学科に入学してくる。しかしながら、卒業後の実務としては設計のみならず多くの建築に関わる分野に進出し、狭い意味での設計業務に携わることのできる者は極めて限定的である。建築の諸分野に優れた人材を確保するためにも、資格取得を目指す者の受験要件として必要な実務経験は、設計・工事監理業務のみならず、可能な限り幅広い周辺の諸業務に拡げていただきたい。

これまで建築士は建築諸技術全般にわたる包括的素養を有する技術者と捉えられ、「建築士制度は建築物の質の確保と向上を図る観点から建築に関する広範な技術者を確保、養成するための制度として構成された(基本制度部会答申)」。建築分野の職能は、意匠設計、構造設計、設備設計、施工、街づくり、景観設計など多種に及び、これら専門職能の調和統合の上に我が国の建築物の質の確保と向上が実現されてきた。すなわち設計・工事監理業務の遂行能力だけでなく、建築施工、建築企画・計画、あるいは法令運用及び建築行政から教育・研究開発まで各領域の専門家集団としての建築士が一つの機能集団を構成してきた。もとより建築系大学の教育はこれら多様な職能に向けた幅広い基礎知識と思考力・創造力・倫理観を備えた者を送り出してきた。このように長年にわたり構築されてきた建築士制度と教育制度の相互関係に鑑みると、建築士試験の実務経験要件を「設計及び工事監理を行うために必要な基礎的経験」に過度に限定することは、建築分野を志す若者の意欲を減退させ、建築教育界にとっても多大な影響を蒙ることになりかねない。

## 大学院教育と実務経験認定

我が国大学の建築系教育では学部4年+大学院修士2年として、教育の国際同等性を確保するとともに、2年間の大学院教育・研究期間によって「高度な専門家教育」を効率的に実施することによって、我が国の建築の質の向上に大きく寄与してきた。したがって、大学院修士課程を、「高度な専門家教育」に対応する実務経験として認定されたい。

大学院教育における実務認定の廃止は、建築家、建築技術者を目指す若者の大学院進学  
の意欲を喪失させることになる。建築に携わる者には建築高等教育は不必要であり、単に  
実務が正しく処理（羈束性としての処理）できればよしとすることにも繋がる。今回の耐  
震偽装事件はこうした高度な建築教育、知識、倫理が欠落したまま、単に構造計算をする  
中で生まれたとも考えられ、大学院教育の必要性を逆に示唆している。大学院教育の実務  
経験認定の廃止は建築系大学院への進学者の減少に繋がり、最終的には我が国の建築界全  
体の地盤沈下につながる重大な結果を招きかねない。

建築設計システムが複雑化する中で、大学院でなされる高度な建築教育は、現場に活か  
されて建築の安全性を含む良好な品質の確保につながっている。教育すべき専門領域が著  
しく拡大する中で、学部4年間の教育では建築の専門家にとって必要な基礎教育もおぼつ  
かなくなっていることは厳然たる事実である。諸外国では5年制の教育体系がとられ、UIA  
（国際建築家連合）による建築家資格の教育要件としての修学年限は、5年以上と規定さ  
れている。一方、我が国大学の建築系教育では学部4年+大学院修士2年として、教育の  
国際同等性を確保するとともに、2年間の大学院教育・研究期間によってより高度な専門  
家教育を効率的に実施している。実業界とのコラボレーションの中で、さらに実務に近い  
形の教育を導入していく方向にある。具体的にそうした取り組みは個々の大学で行われて  
おり、所謂プロフェッショナルスクール的な考え方を導入している大学院もある。

また大学院教育が研究に偏りすぎていると言う批判があるが、より深い研究に關与する  
中でそれぞれの領域の本質的なことを学ぶことが出来、実務をこなす上で重要な知識力、  
判断力、創造力の構築につながっていている。各大学の大学院教育に対する取り組みを  
見ると、設計系では実務設計に近い演習を取り入れ、構造、環境系では研究そのものが実  
プロジェクトに直結した内容が多いのが現状である。例えば研究の中で実大実験に關与し  
て、構造物の実際に破壊する状態を経験することは、学部卒業後の2年間の机上のあるい  
は建築生産現場での実務経験よりはるかに有用と考える。大学院での教育・研究は実務を  
責任をもって遂行する上で、有用で貴重な経験の場を提供している。

このように、大学院教育は実務に直結する高度な建築教育を担っており、実務経験とし  
て十分評価されるべきである。またこれまでの建築士受験資格要件においても、大学学部  
の教育は実務経験の一部として認められてきたことからしても、大学院の教育は実務教育  
として認められるべきだと考える。